

新型コロナウイルス対策特別資金保証料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 石川町は、新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受けた中小企業等事業者への資金繰り支援として、福島県が実施する、信用保証協会の別枠保証を活用した中小企業制度資金「新型コロナウイルス対策特別資金」(以下「新型コロナ特別資金」という。)を利用し、融資を受けた者に対し、石川町補助金等の交付等に関する規則(昭和49年規則第13号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助金の額)

第2条 補助金は、新型コロナ特別資金を利用し融資を受けた者に対し補助するものとし、その額は、当該融資の当初の契約時に支払った信用保証料(以下「保証料」という。)の額(上限は20万円)とする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金を受けようとする者は、新型コロナウイルス対策特別資金信用保証料補助金交付申請書(様式第1号)に添付資料を添えて町長に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第4条 町長は前条の規定により補助金の交付申請があったときは、当該申請を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付の決定をするものとする。

2 町長は、前項の補助金の交付決定をしたときは、速やかに新型コロナウイルス対策特別資金信用保証料補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者にその旨を通知するものとする。

(実績報告)

第5条 補助金の交付を受けた者は、速やかに、当該融資実行金融機関の証明を受けた、新型コロナウイルス対策特別資金信用保証料補助金実績報告書(様式第3号)を町長に提出するものとする。

(補助金の交付請求)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、新型コロナウイルス対策特別資金信用保証料補助金交付請求書(様式第4号式)を町長に提出しなければならない。

(補助金の取消し及び返還)

第7条 町長は、補助金の交付を受け、若しくは受けようとする者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取消し、若しくは変更し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 虚偽若しくは不正な手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(2) 当該融資の全部又は一部を繰上償還した場合で保証料の返戻金があったとき。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行し、令和2年3月5日から適用する。

(効力)

2 この要綱は、令和2年12月31日限り、その効力を失う。